

令和4年度水戸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

(1) 水戸市歳入歳出決算書

- ア 令和4年度一般会計歳入歳出決算
- イ 令和4年度国民健康保険会計歳入歳出決算
- ウ 令和4年度公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算
- エ 令和4年度駐車場事業会計歳入歳出決算
- オ 令和4年度農業集落排水事業会計歳入歳出決算
- カ 令和4年度東前第二土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- キ 令和4年度公共用地先行取得事業会計歳入歳出決算
- ク 令和4年度介護保険会計歳入歳出決算
- ケ 令和4年度介護サービス事業会計歳入歳出決算
- コ 令和4年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- サ 令和4年度母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算

(2) 政令（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項）で定める書類

- ア 令和4年度歳入歳出決算事項別明細書
- イ 令和4年度実質収支に関する調書
- ウ 令和4年度財産に関する調書

(3) 証書類

3 審査の期間

令和5年7月6日から同年8月9日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、水戸市歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7月13日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

(1) 収入の確保について

一般会計の調定額に対する収入率は98.7%となり、前年度と比較して0.1ポイント上昇し、特別会計の調定額に対する収入率は97.0%となり、前年度と比較して0.3ポイント上昇した。さらに、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は約33億2,700万円となり、前年度と比較して約6,100万円減少するなど、滞納初期の速やかな対応や適切な滞納処分等による収納対策の成果が現れている。

今後とも、市民負担の公平性の観点から、支払能力がありながら滞納を続ける未納者に対しては法的手続の実施を含め厳正に対応するとともに、支払意思はあるものの納付が困難な未納者に対してはきめ細かな納付相談を実施するなど、未納者個々の実情に応じた的確な収納対策に取り組み、引き続き収入の確保に努められたい。

(2) 予算の有効かつ効率的な執行について

一般会計の執行率は90.7%となり、前年度と比較して2.5ポイント上昇し、特別会計の執行率は95.6%となり、前年度と比較して0.5ポイント上昇した。一方で、一般会計と特別会計を合わせた不用額は約95億1,500万円となり、前年度と比較して約11億5,700万円増加している。

不用額は、経費の節減や契約差金など予算措置の所期の目的を達成した上で生じるものがある一方で、予算計上時の見積りや想定が予算執行時の実態と合っていなかったものなども見受けられた。

財政状況が厳しい中、限られた財源の有効活用を図るため、不用額の発生理由を検証し、予算計上時に所要経費の適切な見積りを行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行うなど、予算の有効かつ効率的な執行に努められたい。特に、補助金等については、予算措置の所期の目的を達成する観点から、より利用しやすい制度への見直しや制度の十分な周知を図られたい。

(3) 基準外繰入金の縮減について

特別会計に対する一般会計からの繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づかない基準外繰入金は約2億3,700万円であり、前年度と比較して約1億5,900万円増加している。特に、東前第二土地区画整理事業会計に対する基準外繰入金は、前年度と比較して約1億1,800万円増加している。

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることが原則であり、健全な財政運営を維持するため、今後においては、事業の収支見通しに十分留意しながら、目標年度を定めて必要に応じて事業等の見直しを行い、基準外繰入金の縮減に取り組まれたい。

(4) 中長期的な財政見通しに基づく財政基盤の確立について

財政調整基金については、前年度と比較して約11億3,100万円増加したものの、一般会計と特別会計を合わせた実質収支額は、前年度と比較して約9億7,500万円減少した。さらに、市債現在高は、新市民会館整備事業等の進捗により前年度と比較して約93億9,900万円増加するなど、依然として厳しい財政状況が続いている。

本市においては、健全な財政運営に向けて、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するための財政運営の指針として、令和5年度中に「みと未来財政プラン」を策定し、今後10年間における中長期的な財政見通しを公表することとしている。

今後においては、このプランに基づき、市債残高の縮減や財政調整基金の適切な残高の確保など、財政状況の着実な改善に努めるとともに、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズにも柔軟に対応できるよう、行政サービス等の受益に応じた様々な財源の拡充に取り組むなど、中長期的な財政見通しに基づく財政基盤の確立を図られたい。

令和4年度水戸市基金運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項に基づく審査

2 審査の対象

令和4年度における土地開発基金の運用状況を示す書類

3 審査の期間

令和5年7月6日から同年8月9日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、基金の運用状況を示す書類の計数は正確であるか、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、7月13日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であると認められ、また、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

第2 基金の運用状況

基金の額は2,570,000,000円であり、当年度末現在の内訳は、土地1,834,508,156円（面積78,991.09㎡）、現金735,491,844円となっており、現金残高は、前年度末に比べ、57,471,671円（8.5%）増加している。当年度の運用状況は次のとおりである。

なお、基金から生じた収益159,716円は、一般会計に収入されている。

区 分	前年度末 現 在 高	決算年度中増減高		決算年度末 現 在 高
		増	減	
	金額（円）	金額（円）	金額（円）	金額（円）
土 地 （面 積）	1,891,979,827 (89,476.34㎡)	113,603,773 (6,195.42㎡)	171,075,444 (16,680.67㎡)	1,834,508,156 (78,991.09㎡)
現 金	678,020,173	171,235,160	113,763,489	735,491,844
合 計	2,570,000,000	284,838,933	284,838,933	2,570,000,000

第3 長期保有土地の状況

長期保有土地（平成10年度以前に土地開発基金で取得し、既に事業用地（道路）に供しているが、一般会計による償還がされないまま20年以上保有している土地）については、令和4年度は、平成元年度から平成6年度までに取得した用地費49,922,464円（面積1,113.70㎡）の償還を行ったことから、当年度末の長期保有土地の現在高は、752,530,548円（面積9,469.60㎡）となった。また、基金総額に占める長期保有土地の割合は29.3%となり、前年度末と比較して1.9ポイント低下した。